秋の火災予防運動

実施期間
11月9日(月)～15日(日)

火災予防運動期間中の一週間は、午後8時に30秒間サイレンが鳴ります

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、皆さんの火災予防への意識を高めてもらうことを目的に行っています。火災の発生を未然に防ぐことで、火災による死者の発生や財産の損失を防ぎましょう。

■住宅用火災警報器設置率について

平成27年5月に無作為抽出で訪問調査した当消防本部管内の住宅用火災警報器の設置率は76.2パーセントでした。

そのうち、火災予防条例に適合した設置率は58.7パーセントでした。火災予防条例に適合した設置とは、寝室（寝室が2階にある場合は階段上部も）に煙式の感知器を設置することです。

■住宅用火災警報器の取り付けを支援します

住宅用火災警報器を購入してあるが、まだ取り付けていない世帯で、次の条件に全て該当する場合、消防職員を派遣し、住宅用火災警報器の取り付けを行います。(取り付け料金は無料です。)

①購入したものを自分で取り付けることができない方
②親戚や近隣者などによる取り付け協力が得られない方
③半田市、阿久比町、武豊町、東浦町に在住の方
④平日の午前9時～午後4時の間に取り付けできる方
※　電池式の住宅用火災警報器に限ります。

住宅火災から大切な命を守るため、まだ設置されていない場合は、1日も早く設置しましょう。

■ホテル・旅館などの表示マーク制度をご存じですか

この制度は、地階を除く階数が3階以上で、収容人員が30人以上の宿泊施設を対象に宿泊施設からの申請により、消防機関が消防法令のほか重要な建築構造などに関する基準に適合していると認めた建物に対し「表示マーク」を交付する制度です。

表示マークの交付を受けた宿泊施設は、フロントやホームページで掲出することができます。

この制度を基準に宿泊施設を選ぶことで、安心して施設を利用することができます。

管内の表示マーク交付施設は当消防本部ホームページをご覧ください。

表示マーク

なくそう「枯草火災」

季節が変わり、北風が吹く頃になると空気は乾燥し、枯草火災が発生しやすくなります。枯草は大変燃えやすく、タバコの投げ捨てや子どもの火遊びなどの小さな火から容易に燃え広がり、大変危険です。

消防署では、11月から町内の枯草繁茂地を調査し、火災予防上危険な場所については所有者・管理者に対して刈り取りを依頼します。特に、建物の近くに枯草が繁茂しているような場所がありましたら、消防署までお知らせください。

■問い合わせ先

知多中部広域事務組合消防本部予防課
☎(21)1491
ホームページ
http://www.cac-net.ne.jp/~chitachu/

平成27年度　全国統一防火標語

『無防備な　心に火災が　かくれんぼ』